

東京農業大学校友会埼玉県支部会則

第 1 章 名 称 及 び 目 的

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会埼玉県支部（埼玉常盤会）という。

(目的)

第2条 この会は会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて母校東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

1. 会員の集会及び会議に関する事項
2. 会員名簿、会報の発行及び情報の収集に関する事項
3. 各種の研究会または講演会の開催に関する事項
4. 会員の就職、慶弔に関する事項
5. 会員のための諸施設及びその運営に関する事項
6. その他この会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 この会の本部は、会長宅に置き、必要に応じて支部を設置する。

第 2 章 会 員 及 び 会 費

(定義)

第5条 この会の会員は正会員、準会員及び賛助会員とする。

1. 正会員は、東京農業大学を卒業又は修了し埼玉県内に居住し若しくは勤務する者をいう。
2. 準会員は埼玉県内に居住し現に東京農業大学に在籍する者をいう。
3. 賛助会員は東京農業大学に関係（保護者等）があり、この会の趣旨に賛同するもので総会の承認を得た者をいう。

(会費)

第6条 会員（正会員、準会員、賛助会員）はこの会の入会金として 500 円を納めなければならない。

2. 年会費は、1,000 円とする。ただし総会の都度定める。
3. 代議員の年会費は、10,000 円とする。

(会員の除名)

第7条 この会の体面を著しく傷つけた会員は総会の決議により除名をすることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の理由によりその資格を失う。

1. 死亡したとき
2. 除名されたとき

第 3 章 役員 の 選 出 及 び 任 務

(役員 の 定 義)

第 9 条 この会は次の役員を置くものとする。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 3 名
3. 理 事 25 名以内
4. 監 事 7 名以内
5. 幹 事 20 名以内
6. 相談役 会長の推薦する者

(役員 の 選 出)

第 10 条 理事、監事、幹事は総会で正会員の中から選出する。

1. 会長、副会長の選出は理事会の互選とする。
2. 幹事長（正・副）は会長が任命する。

(役員 の 任 期)

第 11 条 役員 の 任 期 は 3 年 と する 。 た だ し 、 再 任 を 妨 げ な い 。

(会 長 の 職 務 権 限)

第 12 条 会 長 は 会 務 を 総 轄 し こ の 会 を 代 表 す る 。

(副 会 長 の 会 長 代 行)

第 13 条 副 会 長 は 会 長 を 補 佐 し 、 会 長 に 事 故 が あ る と き ま た は 会 長 が 欠 員 の と き は 会 長 の 職 務 を 行 な う 。

(理 事 の 任 務)

第 14 条 理 事 は 理 事 会 を 組 織 し て 次 の 事 項 を 審 議 し 、 執 行 し な け れ ば な ら ない 。

1. 事業計画、予算及び決算に関する事項
2. 会則及び規程の変更または廃止若しくは規程の設定に関する事項
3. その他会務の執行に必要な事項

(常 任 理 事 の 選 出)

第 15 条 理 事 会 は 前 条 の 事 業 を 執 行 す る た め 理 事 の 互 選 に よ り 12 名 以 内 の 常 任 理 事 を お く も の と す る 。

(幹 事 の 任 務)

第 16 条 幹 事 は 本 部 と 支 部 の 一 体 化 を 図 り 、 支 部 相 互 間 の 連 絡 機 能 を 果 た す も の と す る 。

(幹 事 の 任 命)

第 17 条 幹 事 は 会 員 の 中 か ら 次 の 基 準 に よ り 選 出 す る 。

1. 会長の推薦する者・・・・・・・・・・・・ 15名以内
2. 埼玉県在住者より地域、職場等の実情に応じて幹事長が定めた者・・ 若干名

3. 支部長の推薦する者・・・・・・・・・・ 各1名

(監事の権限)

第18条 監事は会務の執行の状況を監査しなければならない。

(顧問)

第19条 この会は顧問若干名を置くことができる。

1. 顧問は理事会の詮衝を経て総会において推挙するものとする。

(会長の諮問)

第20条 顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第21条 会議は次に掲げるものとする。

1. 総会
2. 理事会
3. 監事会
4. 幹事会

(総会の招集及議長)

第22条 会長は毎年1回通常総会を開かなければならない。

1. 会長は総会の招集をするとともにその議長となる。
2. 会長は必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第23条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

1. 会務の報告に関する事項
2. 事業計画、予算及び、決算に関する事項
3. 財産の処分に関する事項
4. 会則の変更又は廃止若しくは規程の設定に関する事項
5. その他の重要な事項

(理事会の招集)

第24条 会長は必要があると認めるときは、理事会を招集しなければならない。

(総会の決議事項)

第25条 理事会は理事13名以上出席しその議決権の3分の2で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

1. 議長は会長がこれにあたる。
2. 議長は理事として理事会の議決に加わることができない。
3. 幹事は理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(幹事会の招集)

第26条 幹事長は必要があると認めるときは幹事会を招集しなければならない。

(監事会)

第 27 条 監事は監事会を組織し、監事の互選により代表監事を選出する。

1. 代表監事は監事会を代表する。
2. 代表監事は必要であると認めたときは監事会を招集しなければならない。

(監査時期)

第 28 条 監事は会務の執行の状況について年 1 回以上監査しなければならない。

(監事の報告義務)

第 29 条 代表監事は第 18 条の規程により監査をしたときは、監事全員が出席して、その結果を理事会に報告しなければならない。

1. 監事は通常総会において、監査の結果を報告するものとする。

第 5 章 支 部 の 設 置

(支部の設置)

第 30 条 この会は第 2 条の目的を達成するために行政区域または職域ごとに支部を置くものとする。

1. 支部長及び支部役員の選出は支部総会において行うものとする。

(会長への報告)

第 31 条 支部長は当該支部の総会を開催するときはあらかじめ会長に報告し総会終了後は議事の概要を会長に報告しなければならない。

第 6 章 会 計

(会計)

第 32 条 この会の経費は次に掲げるものとする。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他収入（交付金等）

(会計年度)

第 33 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

この会は昭和 47 年 10 月 日から施行する。

改定

平成 26 年 5 月 11 日

平成 27 年 5 月 30 日

平成 28 年 6 月 4 日